

# 中国の輸出管理の実態と 日系企業の共通課題、 対応の方向性

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部中国北アジア課 藤原 智生

2025年12月18日



故宮の角楼

# 本日の講演内容

- I. 中国の輸出管理の概要
- II. 中国の輸出管理強化における日本企業への影響と対応
- III. 米中の釜山合意の内容と見通し
- IV. まとめ

## ■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行いください。また、万一不利益を被る事態が生じましても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

# 本日の講演内容

- I. 中国の輸出管理の概要
- II. 中国の輸出管理強化における日本企業への影響と対応
- III. 米中の釜山合意の内容と見通し
- IV. まとめ

# 1 | 中国の輸出管理規制の全体像

- 中国の輸出管理規制には、大きく、**一般的な貨物・技術に対する輸出管理規制**と安全保障貿易管理の観点からの**両用品・軍用品・核等および関連技術に対する輸出管理規制**の二つの体系がある。

## 一般的な輸出管理

- ・ 産業、経済安全保障
- ・ 国際収支バランス
- ・ 生態・環境保全 など

## 安全保障貿易管理

### (両用品・軍用品・核等および関連技術)

- ・ 安全保障管理
- ・ 國際輸出管理レジーム遵守
- ・ 国家主権・利益保護 など

## 「輸出入全般に関する主な法令」

- 対外貿易法
- 税関法
- 貨物輸出入管理条例
- 技術輸出入管理条例 など

## 「一般的な貨物・技術の輸出規制に関する主な法令」

- 輸出禁止貨物リスト
- 輸出禁止・輸出制限技術目録
- 輸出許可証管理貨物目録 など

## 「安全保障貿易管理に関する主な法令」

- **輸出管理法**
- **両用品目輸出管理条例**
- **両用品目輸出管理リスト**
- 両用品目および技術輸出入許可証管理規則
- 両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス体制の構築に関する指導意見
- 核輸出規制条例、軍用品輸出管理条例など

## 2 | 輸出管理法の概要

- **輸出管理法**は、安全保障貿易管理の観点から、**両用品（デュアルユース）・軍用品・核等および関連技術に関する輸出許可**などの管理規制について規定する基本的かつ重要な法律。2020年12月1日施行。
- 2024年12月1日に「**両用品目輸出管理条例**」が施行された。行政法規や公告などに分散していた両用品目の輸出管理規制を統合するもので、エンドユーザー・エンドユース管理の強化、個別/包括の輸出許可制度、再輸出規制の確立を柱とする。

### 輸出許可の対象

- ◆ **管理規制品目**：両用品、軍用品、核（原子力）等および関連技術（技術輸出も規制対象）
- ◆ **管理規制リスト**による輸出許可：両用品目に関しては、「両用品目輸出管理リスト」に基づく管理
- ◆ **管理規制リスト外**でもキャッチオール規制（12条3項）が規定
- ◆ 特定の管理規制品目や、仕向国・地域、仕向先（組織・個人）について輸出禁止措置をとることができる（10条）

### 輸出許可の手続き

#### 輸出経営者による申請

最終用途およびエンドユーザー証明資料など

#### 輸出管理部門による審査・許可証交付

省レベルの商務管理部門が窓口となる。  
実質的な審査は主に商務部産業安全輸出入管制局が担う。

#### 輸出手続

輸出経営者などが税関に対して、管理規制品目の輸出許可証を提出

基本的にオンラインで手続きが行われる（※一部書類の原本の提出要求あり）

※中国でも安全保障の観点からの輸出管理自体は輸出管理法制定以前から存在していた。

### 3 | 輸出管理法関連の動向

- 米中間の貿易摩擦などの国際情勢を背景に、中国は半導体、電気自動車、磁石などの製造に関連する戦略的資源の輸出管理を強化。

#### レアアース、レアメタル、ドローンなどに対する輸出管理強化の例

- 2023年7月 ガリウム、ゲルマニウム関連品目、大型ドローン関連品目の新規追加（2023年8月施行）
- 2023年10月 黒鉛関連品目の調整（2023年12月施行）
- 2024年7月 大型ドローン関連品目の調整（2024年9月施行）
- 2024年8月 アンチモン関連品目の新規追加（2024年9月施行）
- 2024年12月 軍事用途・ガリウム、ゲルマニウムなどの両用品目の米国に対する輸出管理強化（同月施行）
- 2025年2月 タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目の新規追加（同月施行）
- 2025年4月 サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウムの関連品目の新規追加（同月施行）

# 本日の講演内容

- I. 中国の輸出管理の概要
- II. 中国の輸出管理強化における日本企業への影響と対応
- III. 米中の釜山合意の内容と見通し
- IV. まとめ

# 1 | 輸出管理の強化対象となったレアアース

- 中国商務部は4月4日から、以下の7種の中・重希土類の関連品目の輸出管理を強化。
- 高性能磁石製造に必要なジスプロシウム、テルビウム、サマリウムなどが、日本企業への影響大。

## 7種の中重希土類の主な用途

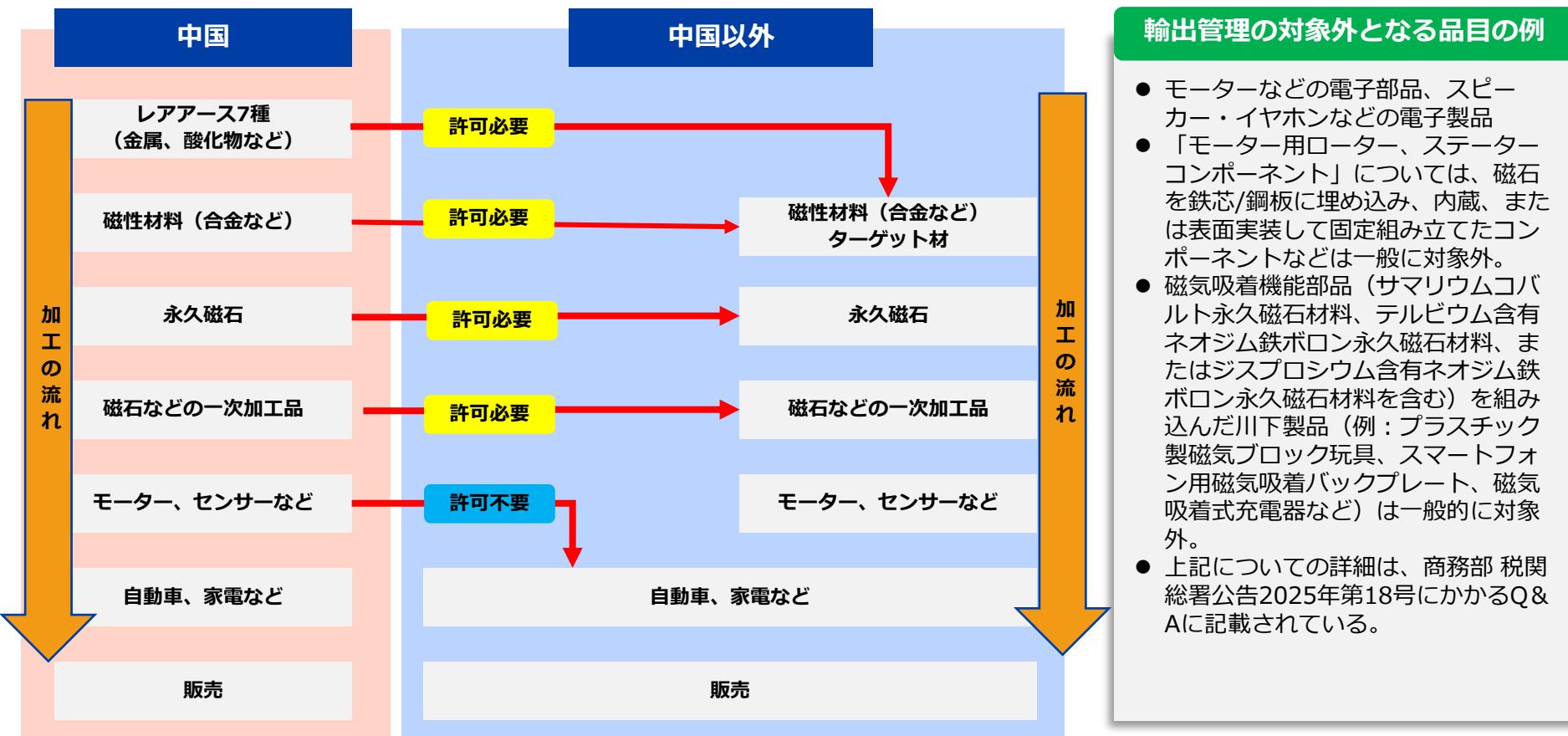
希土類品目名：元素記号	主な用途
サマリウム : Sm	● サマリウムコバルト磁石
ガドリニウム : Gd	● 磁気メモリ、レーザー光源、MRI造影剤
ジスプロシウム : Dy	● ネオジム磁石、レーザー光源
テルビウム : Tb	● ネオジム磁石、蛍光体材料、海軍ソナーシステム
ルテチウム : Lu	● 触媒、放射線医薬品、蛍光体材料
スカンジウム : Sc	● 高強度アルミニウム合金、水銀灯、ハロゲンランプ
イットリウム : Y	● 蛍光体材料、YAGレーザー、薄膜コンデンサ

(出所) JOGMEC「中国によるレアアースに対する管理強化に係る動向」などからジェトロ作成

## 2 | 影響を受けるサプライチェーンの例

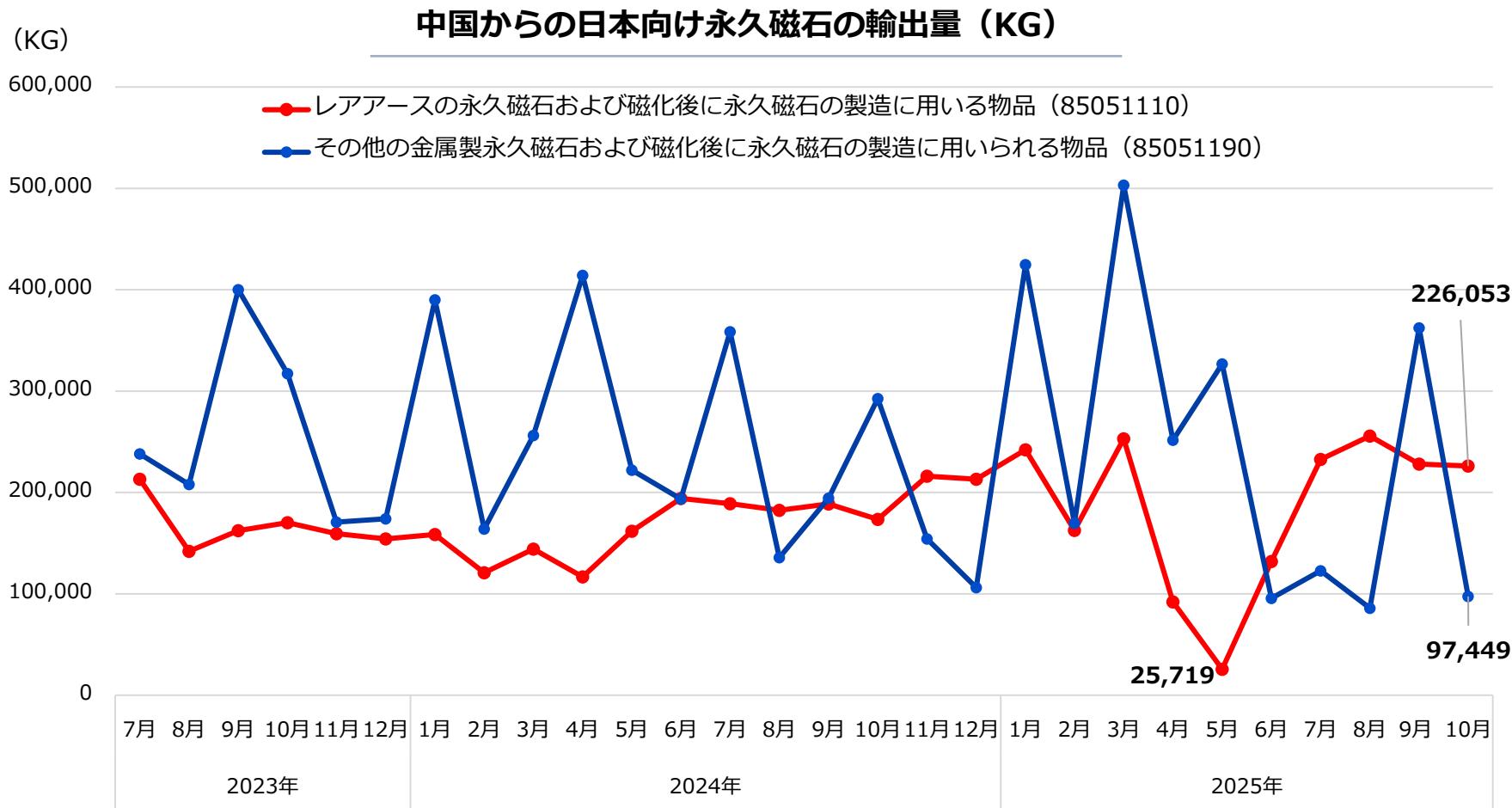
- 中国からのサプライチェーンで影響を受けるものは、主に（1）レアアースを直接中国大陸外に輸出、（2）中国大陸で磁石に加工し輸出、（3）中国大陸で磁石を組み込んだ中間品に加工し輸出、がある。
- レアアース7種を含まない磁石についても（2）において税関検査で留め置かれる事態も。

影響を受けるサプライチェーンの類型（概念図）



### 3 | レアアース磁石の日本向け輸出量の推移

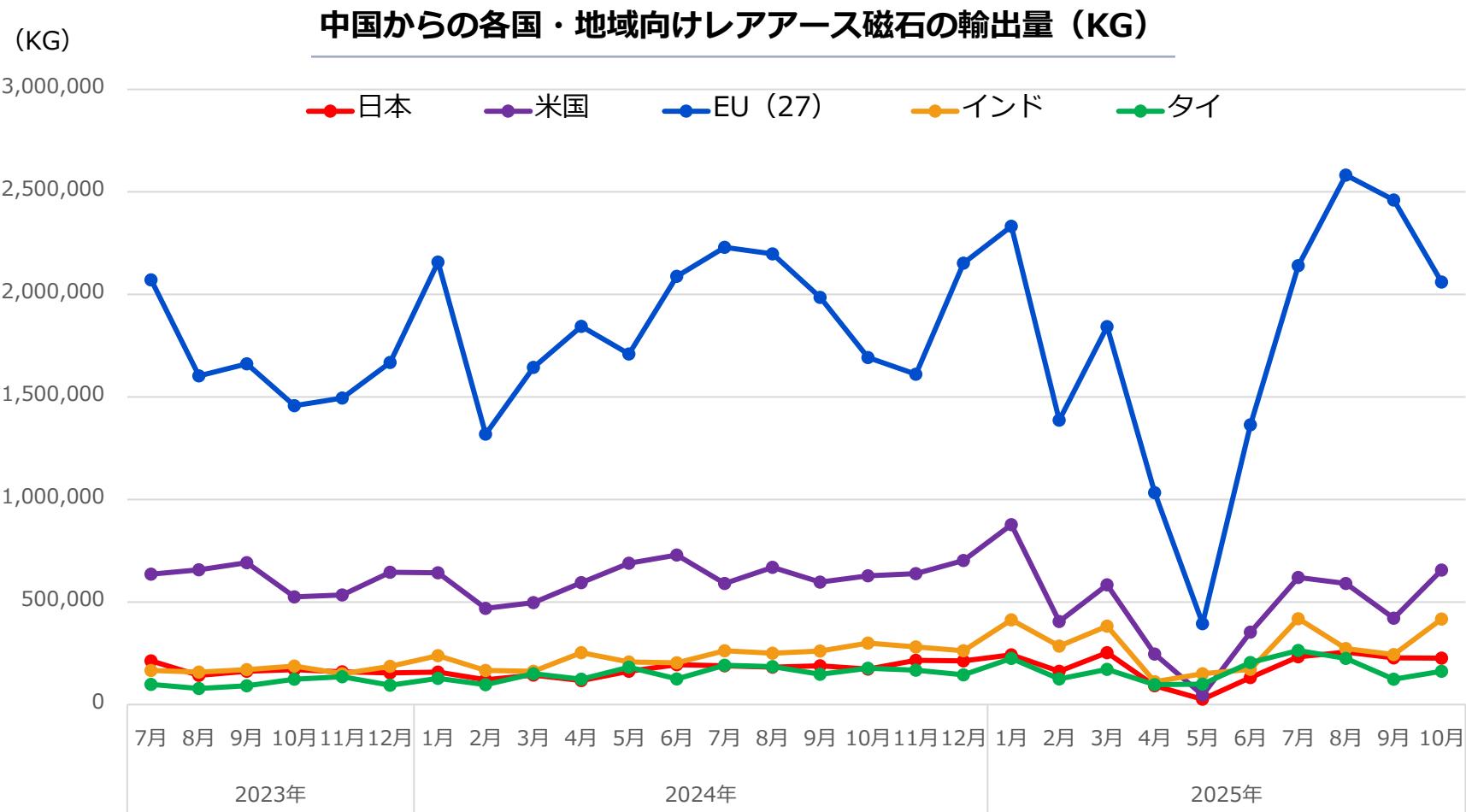
- レアアース磁石 (85051110) は4月～5月に顕著に輸出量が減少したものの、7月からは回復。
- その他の金属永久磁石 (85051190) は6月～8月、10月に顕著に減少。



(出所) グローバルトレードアトラスデータを基にジェトロ作成

## 4 | レアアース磁石の各国・地域向け輸出量の推移

- EU、米国、日本向けレアアース磁石（85051110）は4月～5月に顕著に輸出量が減少したもののが6月～7月には回復。9月は前月比微減。
- インド向けも一定の輸出実績が確認できる。



(出所) グローバルトレードアトラスデータを基にジェトロ作成

## 5 「両用品目輸出管理条例」提出書類など

- 「両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン」に輸出許可申請書の記入方法の解説がある。
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）が日本語全文訳をHPに掲載している。

### 輸出ライセンス（初回申請）に必要な書類

- 申請書
- 契約書、合意書、またはその他補足資料の写し
- 輸出される物品の技術説明または試験報告書
- 最終ユーザーおよび最終用途を証明する書類（中国語訳を含む）
- 輸入者および最終ユーザーの概要（中国語訳を含む）
- 申請者の法定代理人、主要管理者、および運営者の身元証明
- 商務部が要求するその他の書類（申請者は審査を促進するその他の資料を提出することもできる）

### 最終ユーザーおよび最終用途証明書 解説事項の例

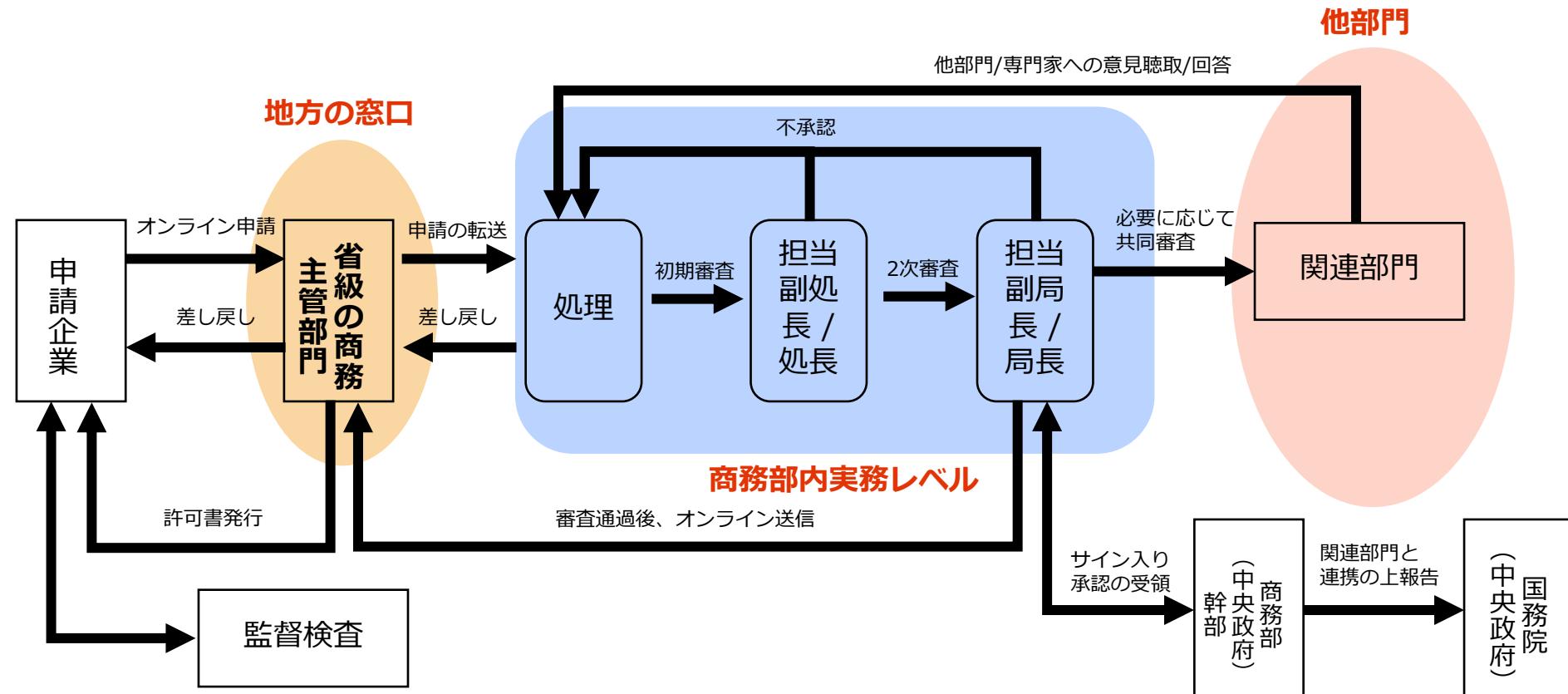
- 通常はテンプレートに従って発行し、ユーザー情報および主な約束事項を全て記載する必要がある。
- 外国側の担当者が署名および捺印した英語の原本を提出し、外国側に公印がない場合はその状況を説明する必要がある。
- 中国語の翻訳文には輸出業者の公印を押印し、翻訳の正確性を確認する。
- エンドユーザーが香港、マカオ、台湾の企業である場合は、香港、マカオ、台湾用のテンプレートに従ってフォームを記入すること。

### 輸入者およびエンドユーザーのプロフィールの 解説事項の例

- これには、法人、設立日、事業範囲、資産規模、従業員数、企業ウェブサイト、主要製品などの情報が含まれるが、これらに限定されない。
- 実際の生産現場や製品の写真、過去の協力に関する情報も提供することができる。

# 6 | 両用品目輸出にかかる許認可フロー

- 地方商務局など、地方の窓口で受理後、商務部に伝送される。
- 商務部が正式に受理してから45営業日以内の処理が法令上の規定。他部門での審査になると長期化。



# 7 | 日本企業からの問い合わせ/課題の例

- 該非判定、輸出許可取得の迅速化、税関検査への対応、営業秘密の保護などが共通的な課題。

## 日本企業からの問い合わせ/課題の例

類型	概要
該非判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社製品が輸出管理の対象かの判断（特に組み込み品など）</li> <li>・加工度を上げた場合の該非判定の変化の有無</li> </ul>
許認可の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他社の輸出許可取得実績、許可発出の状況</li> <li>・許可取得までの日数の実績</li> <li>・中国側での審査を早めるための方法</li> <li>・再輸出管理についての運用、動向</li> </ul>
税関検査の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レアアース7種を含まない「磁石」まで影響が及んでいる（各税関の対応が統一的でない）</li> <li>・検査に長期間を要する、検査費用、倉庫保管料が高額</li> <li>・口頭で輸出できないと言われた</li> <li>・船会社などが、規制の影響による貨物の遅延や税関手続きの煩雑化のリスクを嫌い、ブッキングを拒否</li> </ul>
営業秘密保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可申請窓口の地方商務部門に中国国外のサプライチェーンや製品組成に関する詳細な資料の提出を求められた（企業の競争力に関わる情報提出の是非、エンドユーザーの協力を得ることが困難）</li> </ul>

# 8 | 日本企業の対応例

- 該非判定については商務部へ問い合わせる企業も（ただし1～3カ月程度の時間が必要）。
- 加工度を上げて別製品とする企業もあるが、コスト増となり、継続的ではないとの見方も。

## 日本企業の対応例

類型	概要
該非判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>商務部への問い合わせ（両用品目輸出管理条例第14条に基づく措置）</li> <li>商務部のQ&amp;Aなどを参照（<u>両用品目輸出許可申請記入に関するガイドライン</u>、<u>4月21日付レアアース輸出に関するFQ&amp;A4、9月16日付レアアースに関するFQ&amp;A5など</u>）</li> <li>ガイドラインに示されている対象外品目に加工し輸出するため、中国大陸内のサプライチェーンを調整</li> </ul>
許認可の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>商務部、在日中国大使館などへの陳情活動</li> <li>他社動向の把握</li> <li>包括許可取得に向けた情報収集</li> </ul>
税関検査の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>混載便での運送の回避</li> <li>税関検査を踏まえたリードタイムの設定</li> <li>自社・第三者検査機関での精度の高い検査の実施</li> </ul>
営業秘密保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方の窓口を含む当局への提出書類について「経営レベル」での判断。</li> </ul>

# 9 | 中国の貨物・技術の輸出管理に関する対応

- 企業の予見性確保には包括許可の本格運用が力に。現時点では取得のための条件が不透明。

種類	申請・取得要件	有効期間	申請・取得方法
個別許可	単一のエンドユーザーに特定の両用品目を一回輸出する場合	1年を超えない	書面方式またはデータメッセージ方式で商務部に申請する。
包括許可	<p>以下の両方に該当する場合</p> <p>① 輸出事業者が両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度を構築し、かつ運用状況が良好で、関連する両用品目輸出記録、比較的固定的な輸出ルートおよびエンドユーザーを有するとき</p> <p>② 単一または複数のエンドユーザーに特定の両用品目を複数回輸出するとき</p>	3年を超えない	書面方式またはデータメッセージ方式で商務部に申請する。
輸出証明書	<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <p>① 国内で点検修理、試験または検査を行った後、合理的な期間内に元の輸出地の元のエンドユーザーに再び輸送するとき</p> <p>② 国外で点検修理、試験または検査を行った後、合理的な期間内に再び国内に輸送するとき</p> <p>③ 国内で開催される展示会に参加し、展示会終了後、速やかに元の状態で元の輸出地に再び輸送するとき</p> <p>④ 国外で開催される展示会に参加し、展示会終了後、速やかに元の状態で再び国内に輸送するとき</p> <p>⑤ 民間航空機部品の国外修理、備品・スペアパーツの輸出</p> <p>⑥ 商務部が規定するその他の状況</p>	1回のみ	輸出に関する情報を商務部のオンラインシステムに登録するだけで取得可能。書面やデータメッセージ方式による許可申請は不要。

## ここまでまとめ

- レアアース7種の輸出管理強化（4月4日施行）により、4月以降、レアアースを含む永久磁石を中心に磁石全般の中国からの輸出が滞るケースが継続的に発生。
- 許認可の取得可否や、取得のスピードがサプライチェーン上の大きなリスクに。
- 輸出許可は発出されているものの、現状では輸出許可の運用の多くが「個別許可」のため、企業にとっての予見性が低い状態が継続。
- 企業の輸出予見性確保のためには「包括許可」の運用が重要。これに対する企業のニーズも高い。「包括許可」取得のためには輸出者が企業内部の輸出管理コンプライアンス体制を構築することが必要条件となっている。
- また、2025年12月時点では取得のための条件が不透明となっている（両用品目と技術輸出通用許可管理弁法、商務部令2009年第8号の位置づけなど）。

# 本日の講演内容

- I. 中国の輸出管理の概要
- II. 中国の輸出管理強化における日本企業への影響と対応
- III. 米中の釜山合意の内容と見通し
- IV. まとめ

# 1 | 輸出管理法関連の動向

## ※再掲

- 米中間の貿易摩擦などの国際情勢を背景に、中国は半導体、電気自動車、磁石などの製造に関連する戦略的資源の輸出管理を強化。

### レアアース、レアメタル、ドローンなどに対する輸出管理強化の例

- 2023年7月 ガリウム、ゲルマニウム関連品目、大型ドローン関連品目の新規追加（2023年8月施行）
- 2023年10月 黒鉛関連品目の調整（2023年12月施行）
- 2024年7月 大型ドローン関連品目の調整（2024年9月施行）
- 2024年8月 アンチモン関連品目の新規追加（2024年9月施行）
- **2024年12月 軍事用途・ガリウム、ゲルマニウムなどの両用品目の米国に対する輸出管理強化（同月施行）**
- 2025年2月 タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目の新規追加（同月施行）
- 2025年4月 サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウムの関連品目の新規追加（同月施行）

## 2 | 輸出管理法関連の動向（米中の釜山合意後）

- 中国商務部は2024年12月3日、一部の両用品目を対象とした対米輸出管理強化を発表、即日施行。
- 11月9日公布の商务部公告2025年72号により、以下の★の措置を2026年11月27日まで暫定停止。

### 一部の品目の対米輸出管理強化の概要

品目	措置
両用品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国軍事ユーザー向けまたは軍事用途向けの輸出を禁止する</li> </ul>
★ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬質材料に関する両用品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国向け輸出を原則許可しない</li> </ul>
★黒鉛両用品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国向け輸出の審査（エンドユーザーおよび最終用途）の厳格化</li> </ul>
上記についての再輸出規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>いかなる国や地域の組織および個人であっても、上記に違反し、<b>中国を原産とする関連両用品目</b>を米国の組織および個人に移転または提供した場合、法に基づいて法的責任を追及する。</li> </ul>

### 3 | 輸出管理法関連の動向（米中の釜山合意後）

- 米中の釜山合意後、10月9日公布の6つの措置は、11月7日公布の商務部公告2025年第70号により暫定停止されている。

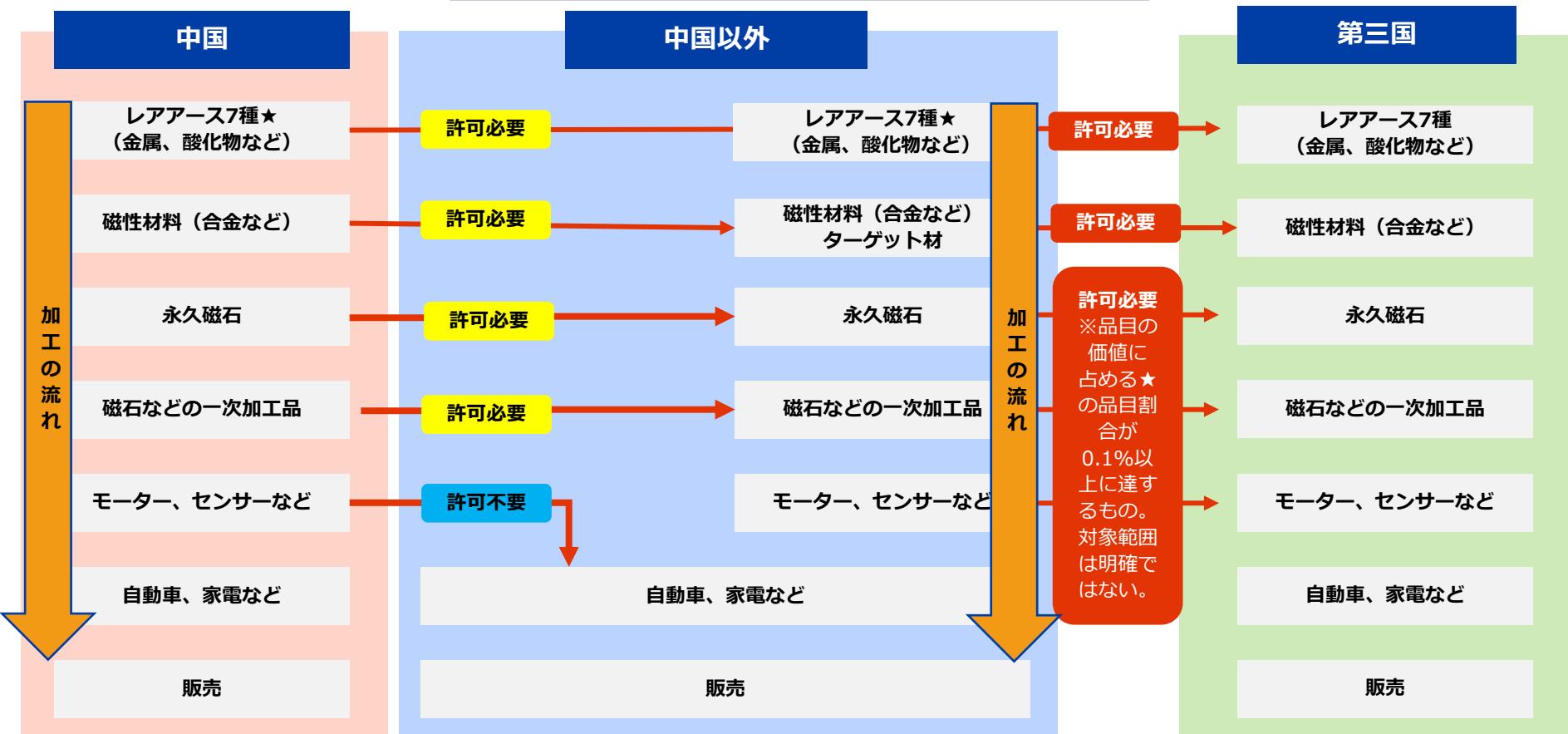
#### レアアース、レアメタルなどに対する輸出管理強化の例

- 2025年10月 一部のレアアース品目、関連技術についての中国国外における再輸出規制措置（10月9日公布、一部は同日施行、12月1日施行）
- 2025年10月 レアアース関連技術の輸出規制（10月9日施行）
- 2025年10月 超硬材料関連品目に対する輸出規制（10月9日公布、11月8日施行）
- 2025年10月 レアアース関連設備および原材料、補助材料に対する輸出規制（10月9日公布、11月8日施行）
- 2025年10月 一部の中重レアアース関連品目に対する輸出規制（10月9日公布、11月8日施行）
- 2025年10月 リチウム電池関連品目および技術、人造黒鉛負極材料関連品目および技術に対する輸出規制（2025年10月9日公布、11月8日施行）

## 4 | 再輸出規制を実施の場合、影響を受けるSCの類型

- レアアース7種について、暫定停止されている再輸出規制が実施された場合、日本など中国以外の拠点から第3国への輸出にも影響が及ぶ。
- 再輸出規制の対象範囲となる「部品、コンポーネント、アセンブリ」の対象範囲が不明確。

影響を受けるサプライチェーンの類型（概念図）



(注) 中国原産の技術による規制は概念図に含んでいない。

(出所) 商務部発表からジェトロ作成

# 5 | 米中摩擦と輸出管理の現状

- 中国商務部は10月30日、米中の経済貿易交渉団がマレーシア・クアラルンプールで行った協議の主要な合意事項を報道官談話の形式で発表。
- 輸出管理については、4月4日施行のレアアース7種の規制は引き続き有効。

## 中国側の主な発表内容

項目	概要
関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国は、中国産品（香港・マカオを含む）に対する追加関税10%分（いわゆる「フェンタニル関税」）の賦課を取り消す。</li> <li>● また、中国産品に対して賦課している相互関税のうち、24%分の賦課を引き続き1年間暫定停止する。</li> <li>● 中国はこれに応じて、米国の前述の関税に対して取っている対抗措置を調整する。また、双方は一部の関税適用除外措置の延長に同意する。</li> </ul>
輸出管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国は、9月29日に公布した輸出管理50%ルールの実施を1年間暫定停止する。</li> <li>● 中国は、10月9日に公布した関連の輸出管理措置の実施を1年間暫定停止する。</li> <li>● 具体的なプランは今後検討する。</li> </ul>
造船、海運	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国は、中国の海事、物流、造船業に対する301条調査の実施を1年間暫定停止する。</li> <li>● 米国が関連措置の実施を停止した後、中国も米国に対する対抗措置の実施を1年間暫定停止する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 双方は、合成麻薬フェンタニルの禁止に関する協力、農産品貿易の拡大、関連企業の個別案件処理などの問題についても合意した。</li> <li>● このほか、双方はスペイン・マドリードにおける協議の成果を再確認し、米国は投資などの分野において積極的なコミットメントを行い、中国は米国とともにTikTok関連問題を適切に解決するとした。</li> </ul>

# 6 | 米中摩擦と輸出管理の現状

- 米国のトランプ政権は11月1日、中国との通商合意に関するファクトシートを公開。
- 中国が合意した措置として以下の内容を記載。中国側発表と一致しない部分が多数存在。
- ホワイトハウスはファクトシートの一部の文言を発表後に変更（以下表の赤字部分）。

## 米国側の主な発表内容（中国が実施する措置について）

項目	概要
輸出管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 10月9日に発表した全世界向けの希土類（レアアース）に関する輸出管理と関連措置の停止</li> <li>● レアアース、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、黒鉛（グラファイト）に対する一般（※包括）輸出許可の発行（「この輸出許可の発行は、中国が<b>2025年4月と2022年10月に</b>課した規制の事実上の撤廃を意味する」との記載があった。その後赤字部分について「<b>2023年以降に</b>」と文言が変更された）</li> <li>● 2025年3月4日以降に米国に対して実施した全ての報復的非関税措置の停止または撤廃。これには、米国企業を中国のエンドユーザーリストや、信頼できないエンティティリストに掲載した措置も含まれる。</li> </ul>
関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2025年3月4日以降に発表した全ての報復関税を停止</li> <li>● 米国からの輸入品に対する関税除外措置の2026年12月31日までの延長。</li> </ul>
造船、海運	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1974年通商法301条に基づく米国の中船の入港に対する手数料徴収に対する報復措置の撤廃、海運事業者に対する制裁の解除</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国への合成麻薬フェンタニルの流入を阻止するための措置の履行。具体的には、北米向け特定指定化学物質の出荷停止、その他の特定化学物質の全世界向け輸出の厳格な管理</li> <li>● 米国産大豆を11～12月に少なくとも1,200万トン購入し、2026～2028年の各年に少なくとも2,500万トンを購入。米国産ソルガムや広葉樹原木の購入再開。</li> <li>● オランダ系半導体メーカー、ネクスペリアの中国国内施設からの出荷再開。</li> <li>● 半導体サプライチェーンに関する米国企業を対象とした各種調査〔反差別調査やアンチダンピング（AD）調査を含む〕の終了</li> </ul>

（出所）ホワイトハウス発表からジェトロ作成（2025年11月5日時点）

# 本日の講演内容

## I. 中国の輸出管理の概要

## II. 中国の輸出管理強化における日本企業への影響と対応

## III. 米中の釜山合意の内容と見通し

## IV. まとめ

# まとめ

- 米戦略国際問題研究所（CSIS）のレポートによると、レアアースは米国の軍事産業にとって、F-35戦闘機、バージニア級・コロンビア級潜水艦、トマホークミサイル、レーダーシステム、プレデター無人機など数多くの先進防衛システムに不可欠な原材料。レアアースの入手可否は米国と中国の軍事力のバランスに直接影響する問題である。
- 釜山で米中が合意した内容を見ると、双方の発表内容に相違がある。米国はファクトシートでレアアースについて「規制の事実上の撤廃を意味する」と発表したが、数日後に対象となる規制の範囲を修正した。
- 輸出管理に関する米中の合意内容の核心は包括許可証の発行である。しかし包括許可の発行自体は法的に可能であり、十分に運用されていなかった。さらに、その取得における重大な障壁は日本企業にとっても問題となってきた。詳細な規則（両用品目と技術輸出通用許可管理弁法、商務部令2009年第8号）が改訂されなければ、多くの企業は取得要件を満たせないとみられる。
- 商務部公告第72号（11月9日付）では、米国軍事ユーザー向けおよび軍事目的のデュアルユース品目の輸出禁止措置は停止されていない。
- こうした状況を踏まえると、米国軍事ユーザー向けレアアース・レアメタルの輸出が遅延したり、十分な数量を確保できなくなったりする可能性があり、米国が中国に対し暫定停止している措置を再開する可能性がある。
- そのため日本企業においては、暫定停止されている、米国EARの関連事業体50%ルール、中国のレアアースの再輸出規制などの実施に備えた対応を検討すべきではないか。
- 再輸出の規定が暫定停止の状態においても、「再輸出管理的」な規制運用が可能である点にも留意が必要。

# ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部中国北アジア課

藤原 智生



03-3582-5181



ORG@jetro.go.jp



〒107-6006  
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

世界の  
ビジネス関連情報  
を毎日掲載！  
  
閲覧無料

『ビジネス短信』  
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

無料  
メールマガジン  
『ジェトロ・  
チャイナモニター』  
  
月2回配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list/chinamonitor.html>

## ■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行いください。また、万一不利益を被る事態が生じましても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。